

○加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する規則

令和6年3月18日規則第9号

加西市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例（令和4年加西市条例第1号）に基づき、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの届出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約した二人の間の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者が、互いの子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）も含め、互いに家族として生活を共に、又は共にすることを約した関係をいう。
- (4) 届出 パートナーシップ・ファミリーシップにある者同士又はパートナーシップ・ファミリーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、互いのパートナー又はパートナーシップであることを届け出ること。

(届出の対象者の要件)

第3条 届出をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップの届出をしようとする両当事者（以下、「両当事者」という。）が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 両当事者の双方又はその一方が本市域内に住所を有している（本市域内への転入を予定している場合を含む。）こと。ただし、特別な事情があるとして市長が認める場合は、この限りではない。
- (3) 両当事者に配偶者がいない、かつ、当該パートナーシップの届出に係る相手方以外の者と本制度及び他の自治体で実施している同様の制度でパートナーシップの届出又は登録をしていないこと。
- (4) 両当事者が民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者（以下、「近親者」という。）同士でないこと。ただし、近親者以外の者と養親、養子の関係にある者同士の間においては、この限りでない。
- (5) 両当事者以外のファミリーシップ関係にある旨の届出をする者は、パートナーシップ関係にある者の子等であること。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（届出日前3月以内に発行されたものに限る。本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍全部事項証明書（届出日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 届出をしようとする者の本人確認資料の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 ファミリーシップ関係にある旨の届出を行う場合において、15歳以上の子又は親を含む場合は、当該者の同意を示す書類としてパートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する同意書を提出しなければならない。

3 届出書には、届出をしようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りではない。

(通称名の使用)

第5条 届出をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合に限り、届出書において通称名を使用することができる。

(届出の証明)

第6条 市長は、届出書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証（以下「受領証」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カード（以下「受領証カード」という。）を交付することによりパートナーシップ・ファミリーシップ届出書の受領証明を行う。

2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前（外国人の場合は、これに準ずるもの）を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、当該受領証又は受領証カードを紛失、き損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(届出内容の変更)

第8条 届出者は、届出した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（以下「変更届」という。）に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証及び受領証カードを発行するものとする。この場合において、変更前の受領証及び受領証カードは、回収するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等返還届を提出するとともに、受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(1) 届出者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合

(2) 届出者双方が本市域外に転出した場合。ただし、双方がパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（以下「加入自治体」という。）に転出し、第4条第1項に規定する届出書に類する書類を提出したときを除く。

(3) 届出者の一方が死亡したとき。

(他自治体との連携)

第10条 他の加入自治体で、第6条第1項に規定する受領証に類する書類（以下「受領証等」という。）の交付を受けている双方又はその一方が、本市に転入し、又は転入を予定している場合において、引き続きパートナーシップ関係の継続を希望するときは、第4条第1項の規定による届出書の提出に代えて、パートナーシップ・ファミリーシップ届出申告書（以下「申告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 転出元である加入自治体が発行した受領証等

(2) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）

2 前項の申告書が提出された場合、第4条第1項の届出書が提出されたものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により申告書が提出された場合は、申告者の同意に基づき、遅滞なく転出元である加入自治体へ通知するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則は、令和8年5月1日から施行する。